

融雪用電力B（ホットタイム^{ニ仁イ}22）

（選択約款）

令和2年10月1日実施

北海道電力株式会社

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、冬季ピーク時間帯を避け、冬季における負荷平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合

ハ その他、この選択約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) この選択約款を変更する場合には、当社は、この選択約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 適用範囲

毎日午後4時から午後9時までの時間帯のうち2時間を除いた22時間に限り、融雪などのために毎年、原則として10月から翌年の5月までの期間を限り、3月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の融雪用電力B（令和元年10月1日実施。）の適用を受けている場合に適用いたします。

4 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力または特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）19（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力、電熱負荷設備以外の負荷設備について供給約款19（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

なお、上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力は0.5キロワットといたします。

5 供給条件

- (1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の電路を施設し、原則として直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 契約上電気を使用できる期間において継続した3月（以下「最低使用期間」といいます。）をあらかじめ設定していただきます。
- (4) 当該一般送配電事業者は、供給設備の状況により、3（適用範囲）の時間帯を変更することがあります。ただし、この場合においても、時間帯の延長または短縮は行ないません。
- (5) 契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

6 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表1（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知機能を備えた通電制御可能な融雪用機器（以下「検知制御装置付融雪用機器」といいます。）を使用する場合は、料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再

生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から(4)によって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものいたします。

なお、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については、基本料金を申し受けません。

契約電力1キロワットにつき	最低使用期間	935円00銭
	最低使用期間以外の期間	264円00銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	16円17銭
------------	--------

(3) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって供給約款別表5(加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合(供給約款19〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

(4) 検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は、次の算式によって算定された金額といたします。

$$\text{検知制御装置付融雪用機器割引額} = \text{割引対象額} \times 10 \text{ パーセント}$$

$$\text{割引対象額} = \text{(3)によって算定された基本料金} + \text{その1月の使用電力量に(2)の該当料金を適用して算定された金額}$$

7 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この選択約款による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

8 解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 供給約款 35（供給の停止）(1)または(3)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ニ この選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この選択約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (2) お客さまが、供給約款 44（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅する

ものといたします。

9 そ の 他

- (1) 当社は、お客さまがこの選択約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者に通知することがあります。
- (2) 当社は、1 需要場所において、供給約款による電気の供給またはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と、この選択約款による電気の供給とをあわせて行なうことがあります。
- (3) その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧電力にかかわる規定（供給約款 35〔供給の停止〕(2)を除きます。）を準用するものといたします。
 - イ 供給約款 35（供給の停止）(3)に定める事項については、供給約款の農事用電力に準ずるものといたします。この場合、供給約款 35（供給の停止）(3)ホにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
 - ロ 供給約款 39（制限または中止の料金割引）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。
- (4) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 適用範囲

- (1) 「融雪など」とは、融雪以外に暖房をいいます。
- (2) 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議により「10月から翌年の5月までの期間」を延長することがあります。
- (3) この選択約款から供給約款の低圧電力またはこの選択約款以外の選択約款に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの選択約款を適用いたしません。

2 供給条件

- (1) 「最低使用期間」とは、継続する3月の料金の算定期間をいいます。また、最低使用期間の設定は、お客さまから申出がない場合、原則として毎年12月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間といたします。
- (2) 1（適用範囲）(2)により「10月から翌年の5月までの期間」を延長する場合であっても、需要の休止は申し受けません。
- (3) 当社は、契約使用時間以外の時間については、あらかじめ設定いたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。ただし、お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者は、しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

3 力率割引および割増し

最低使用期間でまったく電気を使用しないその1月の力率は、本則6（料金）(3)によって定めた力率といたします。ただし、その1月の力率が85パーセントを下回る場合は、85パーセントといたします。

4 検知制御装置付融雪用機器にかかわる取扱い

- (1) 検知制御装置付融雪用機器
イ 「融雪用機器」とは、道路、歩道橋、駐車場、屋根等に設置された融雪用機器をいいます。

ロ 検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、別表 1（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知制御装置付融雪用機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、検知制御装置付融雪用機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) 検知制御装置付融雪用機器割引額の算定

イ 契約負荷設備に検知制御装置付融雪用機器以外の負荷設備がある場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は、次の算式によって算定いたします。

$$\text{検知制御装置付融雪用機器割引額} = \text{割引対象額} \times 10 \text{ パーセント} \times \text{割引対象率}$$

$$\text{割引対象率} = \frac{\text{検知制御装置付融雪用機器の負荷設備容量 (入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量 (入力)}} \times 100$$

なお、割引対象率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率が変更となることにより、料金に変更があった場合は、供給約款 27（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

ハ 検知制御装置付融雪用機器を取り付けまたは取り替えられた場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が検知制御装置付融雪用機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ ロまたは供給約款 26（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量を料金に変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。

ホ 供給約款 39（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は、検知制御装置付融雪用機器の割引対象額は、本則 6（料金）(4)によって算定された割引対象額から供給約款 39（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。

附 則

1 実施期日

この選択約款は、令和2年10月1日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

毎日午後4時から午後9時までの時間帯のうち2時間を除いた22時間に限り、融雪などのために毎年、原則として10月から翌年の5月までの期間を限り、3月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、お客さまがこの選択約款の適用を受けることを希望され、当社との協議が整った場合で、かつ、平成30年4月1日の際現に供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用されるときには、本則3（適用範囲）にかかわらず、この選択約款を適用いたします。ただし、平成30年4月1日以降に引込線等の供給設備を撤去した場合を除きます。

3 平成28年3月31日までに需給開始されているお客さまの料金その他の供給条件

平成28年3月31日までに需給開始されているお客さまの料金その他の供給条件については、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款35（供給の停止）(2)を適用いたします。この場合、本則9（その他）(3)にいう「供給約款の低圧電力にかかわる規定」は、供給約款35（供給の停止）(2)を含むものといたします。
- (2) 本則8（解約等）にかかわらず、供給約款46（解約等）を適用いたします。
- (3) 本則9（その他）(1)は適用いたしません。
- (4) その他の事項については、この選択約款に定めるところによるものといたします。

4 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、供給約款26（料金の算定）および供給約款27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

1 検知制御装置付融雪用機器

検知制御装置付融雪用機器とは、次の(1)および(2)に該当するものをいいます。

(1) 次のいずれかに該当する機能を有するもの。

イ 降雪検知

ロ 屋根，路面状況検知

(2) (1)により自動的に通電制御ができるもの。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使

用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4699$$

$$\beta = 0.7879$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、55,800 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

- (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 55,800 円を上回る場合
平均燃料価格は、55,800 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (55,800 \text{ 円} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	19 銭 7 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。